

平成29年第1回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成29年1月12日(木) 午前 9時30分

・閉会日時 平成29年1月12日(木) 午前 11時00分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席委員 22名

1番 宮島 正文	2番 浦川 敬次	3番 竹本 幸哉
4番 田口 宗一	5番 白畑 義美	6番 徳永 修一
8番 一谷 代継	9番 宮原千代子	10番 才守 久
11番 平井 正宏	12番 阪口 修一	13番 立水 庄一
15番 草野 義雄	16番 蓑田 正志	17番 塚本 壽
18番 松原 茂喜	19番 坂口恵美子	20番 村上 久廣
21番 田口 昭広	23番 岡本 辰男	24番 井川 輝征
25番 片山 幸弘		

・欠席委員 3名

7番 下山 國男	14番 小崎 良一	22番 牧 正徳
----------	-----------	----------

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

議案第4号 農用地利用集積計画の審議について

報告第1号 農地法施行規則第53条の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第3号 農地使用貸借権の合意解約の届出について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成29年第1回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は16番：「養田正志」委員、17番：「塚本壽」委員にお願いします。 なお、7番「下山」委員、14番「小崎」委員、22番「牧」委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 議案第1号「所有権移転の部」1番～4番につきましては、「農地法第3条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、「許可相当」とであると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1番の案件につきましては田口昭広委員が関係しておりますので、補足説明を事務局長から説明をお願いします。
告畑局長	1月6日、現地を確認してまいりました。現地は梅を植えてありまして、今後も譲受人が管理をされるということで、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
片山会長	2番の案件を「17番の塚本委員」に説明をお願いします。
塚本委員	農業者から農業者への譲渡です。問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。

	たします。
片山会長	3番の案件を「6番の徳永委員」に説明をお願いします。
徳永委員	1月6日に事務局と同行いたしまして、現地確認をしてきたところです。現在は不耕作地ということですが、今後譲受人が畑等にして有効活用したいということでしたのでどうぞよろしくお願いいたします。
片山会長	4番の案件を「告畑局長」に説明をお願いします。
	1月6日に譲渡人立会のもと現地を確認してまいりました。資料は17ページからになります。現在甘夏等が植えてあり、何ら問題ないと思います。以上です。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第1号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部1番の案件につきましては、田口昭広委員は関係がありますので、一時退席をお願いします。 －田口委員退席－ 所有権移転の部1番の案件につきましてについて、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、所有権移転の部1番については、原案のとおり決定しました。 田口委員はご着席ください。 －田口委員着席－ 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議」について、農地法

	第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 -議案説明- 議案第2号「1番から3番」につきましては、「農地法第4条第6項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1番と2番の案件を「19番の坂口恵美子委員」に説明をお願いします。
坂口委員	1月6日に事務局と立ち会いました。現地は畑として使っていましたが、周りは山林でございます。何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	3番の案件を「24番の井川委員」に説明をお願いします。
井川委員	事務局から説明があったとおり、何ら問題ないと思います。隣接の許可も受けてあるということでございますので、よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第2号につきまして、ご質疑ありませんか。 —「質疑なし」の声あり— それでは採決を行ないます。 1番につきまして、ご異議ありませんか。 —「異議なし」の声あり— 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 —「異議なし」の声あり— 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番につきまして、ご異議ありませんか。 —「異議なし」の声あり— 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 -議案説明- 議案第3号、所有権移転の部1番から5番につきましては、「農地法第5条

	第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1番の案件を「20番の村上委員」に説明をお願いします。
村上委員	事務局の説明のとおりでございます。特に問題はありませんのでよろしくお願い致します。
片山会長	2番～5番までの案件は同一案件ですので、「23番の岡本委員」に説明をお願いします。
岡本委員	現地調査の結果をお伝えします。許可申請地は花岡東です。〇〇の近くの土地です。申請内容はこの土地を購入して駐車場にしたいということです。土地の現状は一部は毎年作付けが行われており、一部は何年も作付けがされていないいわゆる耕作放棄地になっていて雑草が生い茂っていました。これらの土地を譲受人が購入して整備されるということです。問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第3号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということです。所有権移転の部1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということです。2番については、原案のとおり決定しました。 3番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということです。3番については、原案のとおり決定しました。 4番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということです。4番については、原案のとおり決定しました。 5番につきまして、ご異議ありませんか。

	－「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 4 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 4 号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 以上です。
片山会長	議案第 4 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 「貸貸借権設定の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 6 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 7 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。 「使用貸借権設定の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。

	－「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 次に報告第 1 号「農地法施行規則第 5 3 条の規定の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 1 号「農地法施行規則第 5 3 条第 1 項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1 番～5 番まで同様の報告ですので、まとめて説明します。申請地については、記載のとおりとなりますが、全て、〇〇の携帯電話無線基地局の転用になります。 1 番については資料の 3 0 ページになります。 2 番については資料の 3 1 ページになります。 3 番については資料の 3 2 ページになります。 4 番については資料の 3 3 ページになります。 5 番については資料の 3 4 ページになります。 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。2 番の案件を「牧委員」が欠席ですので、事務局長に説明をお願いします。
告畑局長	現地は上田浦駅と旧井牟田小学校の上田浦駅側の方の畑の水路の方に設定してありまして、周りにも何も影響ないと思います。以上でございます。
片山会長	1 番、3 番、4 番の案件を「1 3 番の立水委員」に説明をお願いします。
立水委員	説明のとおり異常ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	5 番の案件を「5 番の白畑委員」に説明をお願いします。
白畑委員	事務局の説明どおりでございます。別に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
片山会長	説明が終わりましたが、報告第 1 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 1 号については、これで終わります。

	次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 -報告説明- 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第2号につきまして、ご質疑ありませんか。 —「質疑なし」の声あり— 質疑なしということですので、報告第2号については、これで終わります。 次に報告第3号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第3号農地使用貸借権の合意解約の届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 -報告説明- 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第3号につきまして、ご質疑ありませんか。 —「質疑なし」の声あり— 質疑なしということですので、報告第3号については、これで終わります。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。 引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 活動報告 (2) 農業委員会新制度移行について